



ただ  
近  
い  
だ  
け  
じ  
ゃ  
な  
い  
ん  
で  
す、

その  
駐  
車  
ス  
ペ  
ー  
ス  
。



**ご利用には利用証が必要です**  
この駐車区画を必要としている方が安心して利用できるよう、  
皆さまのご理解とご協力をお願いします。

# 秋田県障害者等用駐車区画利用制度

公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画を使いやすいものとするため、歩行困難でかつ、障害者、介護を必要とする方や妊産婦、けが人などの方々を対象に利用証を発行する制度です。

お問い合わせ先

秋田県健康福祉部 障害福祉課 調整・障害福祉チーム

〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1 TEL: 018-860-1331 FAX: 018-860-3866  
<https://www.pref.akita.lg.jp/> \*秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」から 駐車区画制度 検索